

(案)

## 夏季の軽装について

### 1. 実施期間

決定日から10月31日まで

### 2. 実施内容

- 軽装での議会活動を認める。
- 軽装とは、環境への取組みに配慮した議会の品位を損なうことのない清涼感のある服装とする。

### 3. 軽装の対象

対象となるもの	対象とならないもの
①本会議 (ただし、上着は着用) ②議会運営委員会 ③常任・特別委員会 ④他都市への行政視察	①その他公式行事への参加 (ただし、状況により軽装も可)

### 4. 記章の取扱い

軽装期間中は、上着の着用時のみ記章をはい用するものとする。

### 5. その他

- 本会議の開議中における上着の着脱については議員各自の判断に委ねることとする。着用が必要な場合は議長から指示することとする。
- 本会議・委員会においては、堺特産の和ざらし生地製のシャツを上着なしで着用してもよいこととする。
- 本会議・委員会においては、理事者についても同様の扱いとする。